

商工神奈川

2021

7

組合あんでな

湯河原温泉旅館協同組合を 取材させていただきました！



No.763

8ページにこの内容を掲載しています！

Contents

〈巻頭〉第73回中小企業団体全国大会への提出意見案	2
中央会トピックス	5
新型コロナウイルス感染症に係る支援策のご案内	6
組合あんでな	8
組合Q&A	9
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つな}ぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

第73回 中小企業団体全国大会への提出意見案

本会が設置する専門委員会による協議の結果、第73回中小企業団体全国大会への提出意見は下記のとおりになりました。この提出意見は、関東甲信越静中央会のブロック会議及び全国中央会での調整を経て、全国大会での決議に反映されます。

専門委員会は会長の諮問機関として課題ごとに6つの委員会が設置されており、行政などへの意見要望等について審議しています。

各委員会個別要望項目

〔 総 合 〕

1. 中小企業・小規模事業者の持続的成長に必要な DX (デジタルトランスフォーメーション)化・イノベーション・人的資本形成の促進について対策を講じること
 - (1) DX の導入・運用のフォローを行うための人材育成のための措置を講じること
 - (2) DX 化を目的とした設備導入に対する補助金制度を現状に即した形に改正し、恒常的に発生する費用に対して必要な助成や優遇措置を設けること
2. 中小企業・小規模事業者が適正な利幅(マークアップ率)を確保するための施策を充実させること
 - (1) 中小企業・小規模事業者の製品・サービスの差別化を始め、利益の源泉となる付加価値・優位性の構築に資する取組を拡充すること。特に、設備の集約化はコストダウンに直結するため、組合等連携組織に対する設備導入助成や税制面での優遇措置を充実させること
3. 新型コロナウイルス関連対策事業に迅速に対応できるよう、中小企業団体中央会等の支援機能を強化し、連携対策予算の充実・強化を図ること
4. 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大のため、会計法(予算決算及び会計令)や地方自治法を見直し、少額随意契約においては原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額の引き上げを行うこと

〔 労 働 〕

1. 最低賃金についてはコロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すること
2. 新型コロナウイルス感染症の影響による社会保険料の特例措置を講ずること
3. 雇用保険料率の引き上げを行わないこと
4. 「同一労働同一賃金」に関する適正実施のための支援策の強化・拡充を図ること

〔 金 融 〕

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の既往借入債務について、返済猶予に対応するよう金融機関に対し要請を行うこと
2. 民法改正前に実行した既往債務に関する経営者保証について、契約変更等、柔軟な対応を図るよう金融機関に対し要請を行うこと

〔 税 制 〕

1. 中小企業等の貸倒引当金の法定繰入率を引き上げること
2. 円滑な事業承継について
 - (1) 事業承継税制について納税猶予適用後の手続きを簡素化すること
 - (2) 取引相場のない株式評価方法について、国内の経済状況及び企業の財務状況など、実態に則した株価となるよう見直しを図ること
3. 国及び地方自治体による各種支援金を益金不算入とすること

〔 エネルギー・環境 〕

1. 環境面も含めた新たな社会課題のテーマである“SDGs”に対する中小企業組合及び中小企業の取組みについて積極的に支援すること
 - (1) 海洋プラ問題等 SDGs をテーマとして時代に応じた新たな課題に対する取組みについて、取り分け資金力の無い中小企業に対し資金支援策を講ずること
 - (2) SDGs に取り組んでいる中小企業への官公需におけるインセンティブ評価を行うこと
2. 中小企業のカーボンニュートラル・脱炭素に対する活動を積極的に支援すること
 - (1) カーボンニュートラル・脱炭素に向けた電力等の導入にあたって切り替え初期のランニングコストの負担軽減を要望する
3. 「エコアクション21」制度への支援の拡充について
 - (1) エコアクション21の国等による本制度の周知活動を一層強化すること
 - (2) エコアクション21の更新登録事業者に対する支援措置を創設すること
 - (3) エコアクション21の取得企業に対する官公需発注などにおける優遇措置を創設すること

〔 商業・サービス業 〕

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援策拡充について

- (1) 飲食業、観光業のみならずこれら事業者に納品する卸売業等、新型コロナウイルス感染症拡大で著しい影響を受けた中小・小規模事業者に対して事業継続を支える資金給付策等のきめ細かい支援策を講じること。また、資金給付措置は、申請の利便性に十分配慮しつつ、経営の困窮度等の実態にあった内容とすること
- (2) 現在事業休止となっている「GoTo トラベル」「GoTo イート」「GoTo 商店街」等の事業を新型コロナウイルス感染症が終息次第、ただちに対応すること
- (3) 「ポストコロナ・ウィズコロナ」を見据え、業態転換・新分野進出が必要な飲食業・小売業・サービス業等のうち特に小規模・零細企業が活用しやすくなるよう支援の拡充・強化を図ること
- (4) 運転資金の少ない経営体質である飲食・小売・サービス事業者が、制度融資を積極的に活用できるよう、融資条件の見直し、据置期間の延長措置を求める

2. 「コロナ禍」における商店街等の活性化に向けた支援策拡充について

- (1) 「コロナ禍」における地域活性化を図るため、過年度に実施した「地域商店街活性化事業」（にぎわい補助金）、「商店街まちづくり事業」等と同様のソフト・ハード強化を通じた地域活性化に向けた支援策を講じること

3. キャッシュレス決済システム導入の推進に向けた支援策拡充について

- (1) 過年度に実施した「キャッシュレス・ポイント還元事業」を実施し、消費者に向けてキャッシュレス決済のさらなる普及を進めるとともに、事業者に向けて決済手数料の補助制度を継続的に実施すること

〔 工業 〕

1. 事業再構築補助金の製造業の実態に沿った運用について

- (1) 事業再構築補助金の補助対象事業要件について、生産性向上、事業承継、DX等新たな取組に挑戦する中小製造業の申請を促進するため、中小製造業の実態を踏まえた柔軟な運用に努めること

2. 補助金採択事業者のフォローアップ強化について

- (1) ものづくり補助金採択事業者のためのフォローアップ予算を充実させ、事業化段階の引上げのための包括的な支援を実施可能にすること
- (2) 事業再構築補助金採択事業者の事業化実現のために事業計画期間内におけるフォローアップ補助金を設置すること

3. サプライチェーンの強靱化のための国内生産拠点等の整備

- (1) 国内生産拠点を整備するためのサプライチェーン対策に関する補助金や支援策を継続・拡充すること

4. 下請取引の適正化について

- (1) 親事業者に対して、下請適正取引の適正化に関する各法令、推進のためのガイドラインの遵守・徹底を図るよう、監督・指導を継続・強化すること
- (2) 原材料の高騰や最低賃金の上昇等、生産コスト増が明確なものを踏まえマークアップ率を向上させる価格設定が図られるよう監督・指導を徹底すること



よくわかるエコアクション21 入門説明・相談会開催のお知らせ

主催:エコアクション21 地域事務局かながわ(神奈川県中小企業団体中央会)



本会では、エコアクション21の入門説明・相談会を毎月実施しています。エコアクション21の概要と取り組み方法について、地域事務局と審査員が分かりやすくご説明いたしますので、お気軽にご参加ください。

※認証・登録事業者様のアフターフォロー(環境教育等)としても是非ご利用ください。



エコアクション21とは?

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)です。一般に、「PDCAサイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。エコアクション21は、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組んでいただけるよう工夫されています。

認証・登録するメリットは?

比較的短期間で取り組み、本業に寄与するための環境経営システムです。コスト削減などともに、環境活動レポートとして自らの活動実績を公表することで取引先や消費者等に対し、信頼性を向上させることも期待されます。最近ではSDGs達成に向けた取り組みに繋げる事業者様も増えています。

開催概要

【開催日】

2021年 7月21日(水)、8月18日(水)、9月15日(水)、10月20日(水)、11月17日(水)、12月15日(水)
2022年 1月19日(水)、2月17日(木)、3月16日(水)

【開催時間】

各回、①～③の時間帯のいずれかからお選びいただき、ご参加いただけます(先着順)
①13時15分～14時00分 ②14時15分～15時00分 ③15時15分～16時00分

【開催場所】

神奈川中小企業センター9階 神奈川県中小企業団体中央会「会議室」

【参加費】

無料

【申込方法】

E-mail又はFAXにてお申込みいただけます。
(E-mailでのお申込み)

次の必要事項を入力の上、受付アドレスにメールをしてください。

①貴社・団体名 ②業種 ③所在地 ④TEL・FAX ⑤希望日・時間 ⑥参加者氏名

⑦参加者所属・役職 E-mail: ea21@chuokai-kanagawa.or.jp

(FAXでのお申込み)

下記ホームページから申込書をダウンロードいただき、必要事項をご記載の上、FAXしてください。

URL: <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/archives/8572>

※参加時はマスクの着用をお願いいたします。

※ご希望の日・時間でご都合がつかない場合はご相談ください。

【お問合せ先】

エコアクション21地域事務局かながわ TEL: 045-671-1138

(横浜市中区尾上町五丁目80番地 神奈川中小企業センター9階 神奈川県中小企業団体中央会 情報調査部内)

エコアクション21 令和3年度横浜市・川崎市自治体イニシアティブ・プログラム 参加企業募集のお知らせ

エコアクション21の認証・登録するためのサポートを無料で受けることができます!

現在、横浜市及び川崎市ではエコアクション21の認証・登録に向けた専門家によるサポートを希望する企業様を募集しています。参加企業様はエコアクション21の審査申込までの専門家のサポートを無料で5回まで受けることができます。実施期間は令和3年9月～令和4年3月の間に横浜市内の会議室で行う予定で、5回のプログラム日程は参加者決定後に決めさせていただきます。なお、3社以上の参加がなければ本プログラムは開催できませんので、予めご容赦ください。認証・登録に興味がある方はこの機会に参加されてみてはいかがでしょうか。

申込締切日: 令和3年8月20日

申込方法等の制度の詳細については横浜市及び川崎市のホームページでご確認ください

エコアクション21 横浜市

検索

エコアクション21 川崎市

検索

【お問合せ先】

エコアクション21地域事務局かながわ

担当: 川崎

TEL: 045-671-1138 FAX: 045-663-5139

E-mail: ea21@chuokai-kanagawa.or.jp

【お申込み先】

横浜市温暖化対策統括本部調整課

TEL: 045-671-2623

E-mail: on-jikkou@city.yokohama.jp

川崎市環境局地球環境推進室

TEL: 044-200-3836

E-mail: 30titan@city.kawasaki.jp

新型コロナウイルス感染拡大に係る支援策のご案内

中小法人・個人事業者のための 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和 月次支援金

給付額

中小法人等は上限20万円/月、個人事業主は上限10万円/月を支給します。
給付額:2019年又は2020年の基準付きの売上(※1)－2021年の対象月の売上(※2)

- ※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。
- ※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

下記①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(※3)
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

- ※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

申請期間

4月分/5月分:2021年6月16日～8月15日 6月分:2021年7月1日～8月31日

★原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

申請の流れ【初めて申請される方】

対象月ごとに申請してください。オンラインで簡単に申請することができます。各対象月について、申請・受給は1回のみとなります。

- ①月次支援金ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し 申請IDを発番。
- ②月次支援金ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、登録確認機関に事前予約。
★原則、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、「顧問の士業がいる方は当該士業」に、事前確認を依頼してください。上記に該当しない場合は、月次支援金相談窓口までお問い合わせください。
- ③TV会議/対面/電話により・事業を実施しているか・給付対象等を正しく理解しているかなどの事前確認を受ける。
- ④月次支援金ホームページからマイページにアクセス。必要情報を入力し、下記の必要書類を添付して申請。

申請の流れ【一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ】

事前確認が不要！その他書類が不要！

- ①マイページから、必要情報を入力
 - ②2021年の対象月の売上台帳を添付
- ★一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

相談窓口

TEL:0120-211-240
IP電話専用回線:03-6629-0479
受付時間:8:30-19:00(土日・祝日含む全日)

月次支援金

検索

(必要書類等、詳細はホームページにてご確認ください)

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための 企業の思い切った事業再構築を支援 事業再構築補助金

補助対象者

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件を全て満たす中小企業等の挑戦を支援します！

- 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業	通常枠：補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3	卒業枠*：補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3
	*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。 ※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。	
中堅企業	通常枠：補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は 1/3)	グローバルV字回復枠**：補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2
**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。		
緊急事態宣言特別枠 上記1.～3.の要件を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～6月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。		
補助額：従業員数5人以下 100万円～500万円 補助率：中小企業 3/4 従業員数6～20人 100万円～1,000万円 補助率：中堅企業 2/3 従業員数21人以上 100万円～1,500万円		

- 第1回・第2回の公募は終了しましたが、今年度にさらに3回程度公募を実施する予定です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。
- 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。(https://jigyousaikuou.jp/)

相談窓口

事業再構築補助金事務局コールセンター
TEL:0570-012-088
IP電話専用回線:03-4216-4080
受付時間:9:00～18:00(日祝日を除く)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

製造業

航空機部品製造

ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

小売業

衣服販売業

衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等
【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。



組合あんてな



古来より愛される人々の癒しの温泉処 湯河原温泉旅館協同組合

湯河原温泉旅館協同組合は、湯河原町で旅館業を営む事業者69名で構成される団体です。当組合では、官公庁・関係団体との連絡協調事業や共同宣伝事業、情報提供事業等を行い、組合員の事業運営を支えています。コロナ禍となつて、既に一年が経過していますが、連日報道される各種メディア情報のとおり、旅館業界は感染拡大の影響を大きく受けており、当組合と傘下組合員は今もなお厳しい経営環境で事業を行っています。少しでも多くの方に現状を知っていただきたいという思いから、今般、当組合の石川泰成副理事長に取材をさせていただきました。



コロナウイルス感染防止対策措置や補助金制度、様々な外的要因で揺れたこの一年

コロナウイルスが感染拡大し始め、緊急事態宣言が発令された当初、組合員が抱える宿泊予約はほとんどがキャンセルとなり、令和2年4～7月は前年比9割減と大きな影響を受けました。それから徐々に予約数は回復していき、令和2年10月からはGoToトラベルや神奈川県民割等の補助金制度が打ち出され、爆発的に予約が増加したものの、令和3年初めに再度、緊急事態宣言が発令された影響で、その恩恵を受けることも長くはありませんでした。現在は前々年比8割減の状態、直前まで営業するか否かを見極め、予約が入らない日は休館日とする等、極力支出を抑えるよう努めています。

メディアでは、宿泊施設でクラスターが発生したニュースが報道されることもありますが、組合員は当初入手が困難であったマスクやアルコール消毒液等も関係団体から一早く取り寄せる他、チェックイン手続きを簡素化して宿泊客との接触頻度を減らす等の感染防止対策を徹底してきたことで、未だ組合員の旅館で感染が発覚した報告はありません。さらにコロナ禍で宿泊客自体は減っているものの、リピーター客は増加しています。感染防止策を講じながら、いかに質の高いサービスを提供しているかがわかります。

組合に加入しているスケールメリットを実感 先が見えない今だからこそ、支え合い、活路を見出す！

コロナ禍となつてからは、組合の事業活動はほとんど中止・延期となり、組合員の経営状態を考慮して、当面の間、組合費と賦課金の徴収を免除しました。しかし、それでも組合員の経営環境は厳しさを増すばかりであったため、「組合として何か組合員のために役立てることはできないか」と考え、室伏理事長を中心としたメンバーは、自身が実際に活用した雇用調整助成金や持続化給付金、特別融資等の各種制度をわかりやすく取りまとめた「資金繰り改善フローチャート」を作成し、全組合員にFAXで情報提供を行いました。申請自体に不慣れな組合員についてはメンバーが一人一人サポートを行い、自身の知識や経験を惜しみなく伝えたことが、資金繰り改善の一助となり、組合員は改めて組合に加入しているメリットを感じたそうです。

実はコロナ禍となつた令和2年度は、12年間続いた執行部体制が若手役員を中心とした新体制に変わったタイミングでした。現在、湯河原では、飲食業をはじめとした様々な業種の若手経営者が積極的に事業活動を行っており、当組合の若手執行部としても、同じ地域に根差した異業種の事業者とも積極的に連携を図って、地域を活性化していきたいという強い思いを持っています。こうした柔軟な発想を持ち、地元愛に溢れる若手執行部であるからこそ、今回のように組合員に対しても素早く有益な情報提供を行い、親身になってサポートができたのではないのでしょうか。



事業者の声

「今が正念場。経営環境の変化に対応しつつ、収束後の企画も検討していく！」

「依然として組合員の経営環境は厳しいままで、今が正念場です。引き続き組合員に有益な情報提供を行って、誰一人欠けることなく、コロナ禍の収束を迎えられるよう努めていくつもりです。組合では、収束後に向けて様々な事業を企画検討していますが、その中でも海外への地域プロモーションに注力していきたいと考えています。コロナ禍以前から、私は湯河原の異業種の事業者で構成される『湯河原インバウンド情報発信推進事業委員会』の委員長を務めており、台湾にターゲットを絞ってYouTuberを起用したPR動画を製作する等、活発にプロモーションを行っているため、この取り組みに組合自体が関わっていければと構想を練っています。湯河原は小さい町で、インバウンド比率も1%に留まっていますが、地域に根を張って全国区を目指す若手経営者が増えているため、地域が一体となって魅力を発信すれば、まだまだ活性化できる余地が残されています。我々、組合としても組合員だけでなく、地域の事業者と積極的に交流を行うことで、新しい旅館経営の在り方を模索して、目まぐるしく変わる経営環境に対応していきたいと思えます。」



【記事内に関するお問合せ先】

湯河原温泉旅館協同組合

(神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566番地)

TEL: 0465-62-8400

FAX: 0465-63-1716

HP: <https://www.yugawara.or.jp/>



【取材場所】

株式会社大滝ホテル

(神奈川県足柄下郡湯河原町宮上750-1)

TEL: 0465-62-7111 FAX: 0465-62-7115

HP: <https://www.ootaki-hotel.com/>

石川副理事長は大学卒業後に就職した旅行会社を経て2代目代表の父親が経営する株式会社大滝ホテルに入社し、現在は専務取締役として当社を支えています。若くして青年部に参加し、関係団体でも積極的に異業種交流を図ってきているため、組織運営のノウハウや経験が豊富なだけでなく、非常に幅広いネットワークも持っており、組合にとっても非常に頼もしい存在です。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第46回



社会保険労務士法人 ここのは
社会保険労務士
益子英之先生

Q. 会社でコロナ感染者が出たとき(疑わしいとき)の賃金支払いをどのように考えれば良いのか教えてください。

A.

まず初めに、会社は、働く社員の健康を損なわないように配慮する義務があります(労働契約法5条)。コロナ感染予防についてもその義務を果たすことが必要であり、具体的対策としては、①オフィス内では可能な範囲で「3密防止」の対策を講じ、②勤務形態の対策として、テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務などの検討、③オフィス内設備対策として、手指消毒液の配置、座席配置の感覚を広くしたり、必要に応じてアクリル板の設置も検討するなど、取り得る対策は様々あります。

そのため、会社は取り得る対策を講じないと、「安全配慮義務違反」や「損害賠償請求」にも問われてしまう可能性が残ります。また、当然のことながら、社内で感染拡大した場合には、業務運営に支障が生じますので、まずは「感染予防を図る」ことを第一に考えなければなりません。微熱と咳が続くなど、感染が疑われる社員がいる場合には、できるだけ出勤を控えてもらうべきです。以下、社員の感染が疑わしいケースごとに解説します。

- 1) 実際に普段通り仕事ができる状態にあるか
高熱が出ている場合など、普段通りに仕事をできる健康状態にない場合には、社員側から有給休暇や病気休暇をとって休むことが多いことと思いますが、もし、休暇をとらない場合には、自宅待機を命じるべきです。この場合には、現実的に仕事ができる状態ではないため、会社は賃金を支払う義務はありません。
- 2) 普段通り仕事をできる状態ではあるものの、感染を疑わせる事情がある場合
微熱や少々の咳があっても、普段通り仕事をできる健康状態にあって、社員も出勤しようとする場合

は、会社は、社内での感染予防のため、自宅待機を命じることが可能です。この場合には、会社の責任、判断によって社員は仕事ができないこととなりますので、会社は少なくとも休業手当として平均賃金の6割以上の金額を支払う義務があります。

- 3) 家族に感染者が出た場合
その社員本人は健康状態に問題がない場合であっても、濃厚接触者として、保健所から、一定の期間、自宅待機するように要請を受けることとなります。この保健所の要請に基づく自宅待機中「在宅勤務」で仕事をした場合や「在宅勤務」をさせることが可能な場合には賃金は発生します。他方で、会社が工夫をしても在宅では業務をさせることができずに社員が休業せざるを得ない場合、その間、社員は会社の責任と判断で仕事ができなくなったわけではありません。すなわち、この場合の休業は、会社側の事情に起因したのではなく、会社側で回避可能なものでもないため、会社は賃金を支払う必要はありません。
もともと、このように賃金の支払義務がないと考えられる場合でも、支払い義務の有無は別として、社員の生活保障や感染防止のために、有給の特別休暇を付与するなどして自宅待機期間中の一部または全部を補償している会社も多いようです。

前述した通り、社員の健康状態に問題がなく、感染症の疑いがあるため、会社の責任と判断において、社員を自宅待機とした場合は、会社は休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う義務があります(労働基準法26条)が、社員が感染症に感染してしまった場合や濃厚接触者となった場合の賃金は支払う必要があるのでしょうか？

以下、感染内容別の賃金の支払い義務についてまとめました。

指定感染症の感染について	賃金の支払義務	対応
感染した場合	なし	・医師や保健所の指示に従い感染リスクがなくなるまで休業 ・都道府県知事が行う就業制限による休業であるため、賃金の支払い義務はなし ・業務または通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象 ・業務に関連したものでない場合であっても、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給される
濃厚接触者で熱などの症状があり、感染の疑いがある場合	なし	・濃厚接触者は、社会通念上労務の提供ができないと考えられるため、賃金の支払い義務はない ・労災保険給付・傷病手当金については、上記と同様
濃厚接触者が発生し、行政側からの要請や指示で休業する場合	なし	・不可抗力のため、賃金の支払い義務はなし ・労災保険給付・傷病手当金については、上記と同様
会社の自主判断によって一斉に休業・自宅待機させる場合	あり	・不可抗力に該当しないため、休業手当(平均賃金の6割以上)の支払義務あり ・濃厚接触者であっても、特に症状が出ておらず、在宅勤務での就労が可能であれば、在宅勤務への切り替えを検討

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和3年

8月4日(水)

新たに「zoom」による
相談ができるよう
になりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

製造業

食 **パン** 昨年は学校休校により、給食なしであったので、給食は大幅上昇。イベント・卸とも対前年は上昇している。店舗販売については大型店が販売開始しているため、対前年、横ばい又はややダウンの状況。

料 **酒造** 令和3年3月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比173.51%と上回った。特定名称酒以外の普通酒は対前年比130.89%と上回り、合計で対前年比166.96%と前年を上回る結果となった。

品 **ひもの** コロナ禍での観光客減少で業務用売上が元に戻らず厳しい状況が続く中、EC(電子商取引)は落ち着きつつある。しかし、これは気休め程度でコロナ感染前の状況(業務用売上が元に戻る)を待ち望んでいる。

品 **製麺** 相変わらずの出口戦略の無さでインパクトのある数字が出ると、それに引っ張られ右往左往するのをずっと繰り返している感じがする。感情論ではなく、何処の数字がここまで悪化したら、まん延防止で、これ以上悪化したら緊急事態宣言だということをしっかり示してほしい。

木材・木製品 **家具** 4月の住宅着工数は、74,521戸(前年同月比+7.1%)と2か月連続でプラスに転じた。底打ち感が出てきた。一方、木材の価格上昇と品不足が懸念されている。米国の住宅需要が活発で、米国発の価格上昇「ウッドショック」により、日本の業者が買い負け、輸入減少、価格上昇が問題となってくる。

印 **製本** 例年、仕事の量が落ち着き始める時期であるが、今年は輪をかけて少ない。オリンピック関連の仕事も全くなく、その他夏のイベントも中止・縮小が相次いでおり、更なる冷え込みが予想される。

刷 **印刷** 日本製紙連合会が発表した2021年3月の紙・板紙需給速報によると、紙・板紙の国内出荷は前年同月比1.0%減で20か月連続の減少となった。印刷・情報用紙の国内出荷は前年同月比3.6%減で20か月連続の減少。輸出は1.9%減で3か月連続の減少となった。

化学・ゴム **石油製品** 組合員各社の売上は引き続き厳しい状況であり、全般的に減少している。ある組合員は、「昨年5月と比較して、売上は上回ったが、今後の経済活動や職場でのワクチン接種の動向が読めず不安である。」と話していた。

土窯製品 **生コン** 特需となっていたプラント建設工事がピークアウトしたため、出荷量が昨年と比べ、大きく低下した。

砕石 新型コロナウイルスの影響で中止・延期になっていた大型再開発が動いており、売上・収益ともに好転。

鉄 **工業塗装** 昨年よりも売上アップ。昨年はコロナウイルス感染症拡大になり、自動車メーカーの生産工場が一時休業又は減産となり売上が激減した。本年5月は医療機の増産が続き、売上が増となった。大型一括受注案件があり、当社の売上は上昇した。ただ、従来の塗装案件はコロナ禍の影響を受け、低迷している。

鋼 **工業団地(相模原市)** 自動車関連は一部コロナ前の水準に戻ってきているが、トラック部門は環境がまだ不透明なこともあり、買い替えを見合わせている業者が多く、回復まで時間を要する見込み。製造業においては、スクラップ価格の高騰により、原材料の品不足が生じている。

金 **工業団地(相模原市)** 売上高前年比マイナスの状況が続く。組合員各社従業員の雇用維持に努力。調整金制度等活用するも、従業員のモチベーション維持向上や心のケアにも配慮の必要性を感じている。

属 **金属製品** 緊急事態宣言や蔓延防止処置等が6月20日まで延長による中小企業への影響及び解除後の見通しが見えない。ワクチン接種が遅れており中小企業の従業員は毎日感染リスクにさらされている状態。ただ、仕事量は増加傾向である。

そ **工業中心の複合業種(川崎市)** 大型連休明けより、多くの企業の受注が減少。従業員は週3~4日休業、または半数ずつ交代で休業している企業が増えた。日によっては機械音が聞こえず、町全体が静かな日もあった。各種助成金を申請し、何とか操業しているが、厳しさも深刻化している状況。コロナウイルスの早い収束を願う。

の **工業中心の複合業種(川崎市)** 新型コロナウイルス感染症も1年以上となり、低迷状態が普通化しだしている。

製 **工業中心の複合業種(厚木市)** 世界的に設備投資の抑制傾向が続いてきたものの、工作機械受注額が増加傾向にある。国内、海外向け共に前年比増。半導体関連の動きが活発化し上向く見込みが持てる。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
	全体	-33.8%	-13.0%	-1.4%	-16.2%	-50.0%	-35.1%	-23.8%	-12.2%
製造業	-23.8%	-14.3%	-9.5%	-14.3%	-33.3%	-33.3%	-23.8%	-4.8%	-33.3%
非製造業	-37.7%	-12.0%	1.9%	-17.0%	-56.6%	-35.8%	—	-15.1%	-50.9%

【天気図の見方】 各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸 売上は変わらず、3割の減少が続いているようである。まん延防止等重点措置の延長により、企業や大学の売店等の売上が戻らず、販売先による業績格差も生まれており、先行きが見えない状況が続いている。
	金属原料 資源価格は高騰になったが、扱い数量が減少傾向(鉄・非鉄)。
	卸団地 依然として新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年同月比で売上が減少し、減収。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。大幅減収の企業においては、緊急特別融資で資金繰りを保っている状況。
売	料理材料卸 昨年と比較し、売上は若干の増加が見られた。一昨年との比較では、半減状態が続いている。組合員も社員交代制と週4日の稼働等の対策を取り続けており、6月20日までの延長により、引き続き、このような状態を取らざるを得ない。飲食店は酒類提供禁止の中で、休業状態にある。
	リサイクル 海外への輸出古紙については上昇を続けていた段ボールの輸出価格が4月に入り、反転し、この2ヶ月ほどで30~40\$下落している。中国における製品需要低迷と欧米からのインド向け輸出が同国のコロナウイルス感染者拡大により滞っているのが要因である。欧米からインドへは月間50万トン以上輸出されている。
	リサイクル 古紙市況は古紙回収量の減少が続いて問屋在庫も低下しているが、東南アジア向けのダンボール古紙輸出が好調なため、中国向け輸出が減少している中、海外向けは堅調となってきている。鉄スクラップ市況は価格の上昇から様子見ムードとなっており、輸出市況にも軟調の影響が出始めている。
小	菓子 コロナ禍であるが、現状維持。
	新聞 回復傾向にあった新聞折込が4月下旬に始まった。まん延防止等重点措置や東京都の緊急事態宣言のため、5月は前月比で大幅な減少となった。
	青果 5月に入り、天候にも比較的恵まれ、入荷も大型野菜中心に順調で、安定した展開であったが、連休もあり、自然コロナの影響で業務用を中心に需要が伸びず、販売低迷が続く。相場は例年に比べ、総体的には安値であった。取引高94%取扱量103%であった。ますます厳しい状況が続いている。
売	化粧品 緊急事態宣言が再度発出される中でも、いよいよワクチンの接種が始まった。我々の業界は対面販売が主流なので、これからは徐々にお客様の来店も増えてくるのではと期待したい。
	燃料 5月の中旬以降、原油価格が上昇したことにより、元売仕切価格は上昇に転じている。しかし、原油価格を取り巻く環境は依然として上昇・下降を決定づける材料が乏しく、不安定な動向が続いており、末端市場にも5月は仕切り価格は4週平均2円/ℓ上昇しているが、販売数量の減少及び安値価格ヘシフトといった状況になり、経営環境は依然厳しい状況と考える。
	鮮魚 長引く自粛要請で従業員の雇用を見直さなければならなくなった。他業種に比べ、持ちこたえた方であるが、限界が来た。市場の入荷量は少ない。
業	共同店舗 新型コロナウイルスの関係で、閉店が続出。未収金回収も思うように進まない。全体的に景気悪化。
	タイヤ販売 アクティビティの低下により、需要は下がっている。タイヤ業界は1~2年前のアクティビティが影響されるため、コロナ禍で物流が悪くなった業界の影響が出るのがこれからなのかもしれない。
商	商店街(横須賀市) 5月期も「緊急事態宣言」・「まん延防止等重点措置」が延長となり、次月の6月も含めて先の見えない厳しい状況である。
	商店街(横浜市) 飲食店では、コロナウイルス対策措置の延長により、厳しい状況が続いている。閉店する店や酒類を出し始めた店もある。
	商店街(相模原市) 相模原市も「まん延防止等重点措置」の対象地域となり、飲食店はシャッターを閉じる等、商店街全体で活気がなくなっており、当然、売上も減少してきた。
店	商店街(藤沢市) まん延防止重点措置の延長により、来客数は昨年比2割ダウン。先の見えない状況が続いている。コロナ禍で人流を抑制する措置は理解できるが、その影響を受ける企業に対して、支援策はスピード感が全く感じられず、弱い。
	商店街(川崎市) 商店街の人出は大きく変わりはないが、ワクチンの接種の予約は中々取ることができず、高齢者は大変な思いをしている。

サ	温泉旅館 5月は、ゴールデンウィーク期間と週末を中心に営業した施設が多かった。昨年は、ほとんどの施設が全期間休業をしていた。一昨年と比較すると5割程度の売上状況。
	医療業 コロナ受入病院では、入院患者数(件数)が減少し、給食数が減少しているが、収益面では、コロナ補助金を受け、資金繰りを含めて安定している。診療所クリニック、特に小児科、耳鼻咽喉科は患者が戻らず苦戦している。
	ファイナンシャルプランナー 当組合は通常総会を5月に開催。新年度方針に沿って本格的な業務体制を構築していく作業に着手した。
ビ	情報サービス業 売上高・収益状況や業界の景況にはばらつきあり。決算が完了し、営業利益は予想通り赤字も経常利益、当期利益は黒字化。営業利益・経常利益・税引前当期利益では減収・減益となったが、助成金のおかげで税引後利益では減収・増益となった。
	建築設計 建設業界では、県より武道館の改修、高校の体育館・柔剣道場の耐震改修が公告された。また、横浜市より、6校の小学校の建替えと増築・市営住宅2件のプロポーザルが公告された。他、保育園や通学路のブロック塀の改修も随時公表されている。
	柔道整復師 感染拡大防止策は当組合員の施術所各院にて継続的に行われている。しかし、やはりワクチン接種が進まないと、感染が広まると思われる方が多く、そのために外出自粛している高齢の方も目立つ。また、そんな状況下であってもこれから開業を行う同業者もあり、来院者減少の中で、顧客の奪い合いは避けられない。
業	警備業 イベント業務の売上がゼロ。
	管工事業 業界に係る管工機材の景況から見ても民間需要は下落し、かなり厳しい状況下にある。一方、公共事業での受注状況はコロナ禍の影響もなく、順調である。
	緑化 令和3年度の公共工事の管理業務については昨年同様に発注されるコロナウイルスによる現象は今のところ見られない。
設	空調設備工事 今はコロナ影響で工事の遅れと先延ばし等で工事にバラつきがあり、動向がわからない。夏頃から動き始めるところもあるし、秋頃から始まることもあるので、各社慎重に動いている。
	畳工事 当業界はおお客様の家の中へ直接入る商売なので、お客様の方でも、新型コロナウイルス感染症の影響をかなり考えていると思う。気候も良くなっているが、これから梅雨に入り、仕事もますます減少になり、厳しい状況になると思うが、早くワクチン接種が順調に進められれば、仕事も出てくると思う。
	建具 ウッドショックという言葉ができるほど、木材の供給が不安定である。外材が特に入ってこないため、値上がりが必要である。
運	道路貨物 全体的には回復傾向にあるものの、コンテナ不足等の影響もあり、海コン業者は依然として厳しい状況にある。
	道路貨物 産業廃棄物運搬好調。海上コンテナは先月より微増。
	道路貨物 トラック輸送について昨年度は5月より大幅に落ち込んだため、昨年度に比較すると売上・輸送量は増えているが、運賃が下がり、燃料が高くなっているため、収入・利益は7~8割の状況となっている。昨年同時期に大幅増となった生活関連用品も本年度は期待できない状況となっており、全体的な物流として一昨年度比9割程度となっている。
非	歯科技工 毎年5月は休日が多く、平均月より売上は減少する。前年同月は新型コロナウイルスの影響により、経営は悪化していたが、今月はワクチン接種が徐々に開始され、売上は回復傾向になってきた。
	不動産 引き続き顧客の減少が続く。(外出を控えるためか?)在庫を減らすための値下げと金融機関によって融資が受けやすくなっているため、取引は僅かながら、増加したように感じる。



PRひろば



中央会メールマガジンに是非ご登録を!



本会では、本会だけでなく他の関係機関の情報を掲載して企業様に有益な情報をお届けできるよう、メールマガジンを配信しています。是非、これを機会にメールマガジンにご登録ください!!

神奈川県中小企業団体中央会

検索

お役立ち情報

中央会 共済制度のご案内

官公需適格組合 申請・報告書式

神奈川中央会発行の月刊機関紙 商工神奈川

please follow us!

中央会メルマガ 登録募集中!

神奈川 中小企業団体中央会 facebook

- 2021/03/16 **中央会** 外部情報 **注** かながわ商店街まつり
- 2021/03/10 **外部情報** 【内閣府】東日本大震災
- 2021/03/10 **外部情報** 【神奈川県】緊急事態
- ビジネスBLOG @神奈川
- 2021年2月1日労務管理情報 第26回へ
- 2021年2月1日ビジネス1Tスキル情報 8～
- 2021年1月4日ビジネス1Tスキル情報 7～
- 2021年1月1日労務管理情報 第25回へ
- 2020年12月1日労務管理情報 第24回へ

各種セミナー、講習会、補助金制度、イベント等の情報が満載です!

本会ホームページのトップページ左バナーの「中央会メルマガ 登録募集中」をクリックして登録手続きを行ってください

今回のトピックスは、下記の通りです。

1. ビンチをチャンスに変える! ポストコロナ時代の「働き方改革」と「今後の労務管理」講習会のご案内【神奈川県中央会】
2. オンライン見本市「テクニカルショウヨコハマ2021」開催のご案内【神奈川県産業振興センター】
3. 「従業員の再就職支援に繋がる介護に関するWeb研修」のご案内【神奈川県】
4. 「横浜市消防団協力事業所表示制度」について【横浜市消防局】

1. ビンチをチャンスに変える! ポストコロナ時代の「働き方改革」と「今後の労務管理」講習会のご案内【神奈川県中央会】

新型コロナウイルスの猛威は日本の各地で出勤の自粛、休業やラインの停止、売り上げと利益減少と、社会にも経済的にも深刻な影響を与えています。経済活動の再開にあたって、ピンチをチャンスに変える視点、新たな時代の経営や雇用の情報を求めている企業経営者も多いと推察します。そこで今回、新たな労務管理の諸課題や対応策、運用の留意点等についてのセミナーを開催いたします。皆様の課題解決のご参考にご活用ください。

▼開催日時 令和3年2月26日(金) 10:30~12:00

▼開催方法 オンラインにて実施(配信アプリZoomを利用)

【メールマガジンについてのお問合せ先】 活性化支援部 TEL:045-633-5133

令和元年度補正・令和二年度補正

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 7次公募がスタートしています!

中小企業・小規模事業者等が今後、複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、企業が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します!

対象: 中小企業・小規模事業者等

補助上限: 【一般型】1,000万円 【グローバル展開型】3,000万円
【通常枠】補助率: 中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3
【低感染リスク型ビジネス枠】補助率: 2/3

補助要件: 以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行
・付加価値額+3%以上/年 ・給与支給総額+1.5%以上/年
・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円

想定される活用例

(通常枠) 複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する
「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入する

(低感染リスク型ビジネス枠)

AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する

公募スケジュール

申請開始: 令和3年6月3日(木) 17時 申請締切: 令和3年8月17日(火) 17時

詳細については下記ホームページでご確認ください
ものづくり補助金事務局: <http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

【補助金についてのお問合せ先】

TEL: 050-8880-4053 (10:00~17:00(土日祝日除く))

公募要領に関するお問い合わせ: monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ: monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

逸 今月の品

『かながわの名産100選』より



#46 相模川の鮎

相模川の鮎は人気が高く、夏になると多くの人が鮎を求めて訪れる。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
 神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
 TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

先日、格闘技の試合をライブ観戦しましたが、選手の試合に臨む姿勢に凶らずも涙してしまいました。コロナ禍で先が見えない時だからこそ、スポーツやライブ等のイベントに心を動かされ、「自分も頑張ろう」と思う方も多いのではないのでしょうか。

情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい

お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
 情報調査部 TEL:045-633-5134
 もしくは組合担当者まで



神奈川県信用保証協会



LINE
友だち募集中

金融支援

創業支援

経営支援

～夢と未来に向けて～
 かながわの中小企業を
 応援します



カナモ

メリット

- 1 セーフティネット保証等の別枠保証もごさいます
- 2 資金調達がスムーズになります
- 3 原則として第三者保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部 045(681)7178	川崎支店 044(222)7811	小田原支店 0465(23)0138	横須賀支店 046(822)3821	藤沢支店 0466(23)0792	厚木支店 046(221)0633	相模原支店 042(752)0575
---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

住宅ローン 借り換えで、 こんなにお得に なるなんて！

1つでも当てはまる方は今すぐ相談！

- ☑ 残高 1,000万円以上
- ☑ 残存期間 10年以上
- ☑ 現在の金利が 1.0% 以上
- ☑ 団体信用生命のがんの保障がついてない

借り換えの
お申込みはこちらから



個別相談無料

- 💬 忙しくて銀行に相談できない
- 💬 まずはメリットがあるか知りたい

0円

→ メール・電話・面談などご希望に合わせて相談可能です！
→ 簡単シミュレーション作成いたします！

借り換え契約時の年齢が50歳未満の方

がんと診断されたら

住宅ローンの残債が 0円

万が一の時、安心の保障です！

① お問い合わせ先



株式会社バリュー・エージェント
(旧社名:株式会社神奈川保険グループ)

🏠 〒232-0016 神奈川県横浜市南区宮元町1-21-15

☎ 045-716-0002 📠 045-716-0005

✉ kanagawa_honbu@vagt.jp



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが
増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
 住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
 TEL：045-461-8245
 FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために
パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)